

# 理事会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人フードバンク福岡（以下「この法人」という。）の定款第53条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適正な運営を図ることを目的とする。

### (理事会の種類)

第2条 理事会は通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、6月、9月、12月及び3月の年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。

(4) 第15条第5項第5号の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

### (理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

## 第2章 理事会の招集

### (招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第33条第2号により理事が招集する場合及び第33条第3号より監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、第33条第2号及び第3号に該当する場合は、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

### (招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承認を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会に開催することができる。

### 第3章 理事会の議事

#### (理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

#### (定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し。可否同数のときは議長の裁決とするところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として表決に加わることはできない。

#### (決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その例案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

#### (監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

#### (関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときには、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

## 第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事ならびに執行理事の選定及び解雇を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに執行理事の選任・解任
- ハ 理事会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受け
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 定款第32条に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
  - ① 資金運用規定
  - ② 経理規程
  - ③ 特定費用準備金資金等取扱規則
  - ④ 寄付金等取扱規程
  - ⑤ 職務権限規程
  - ⑥ 委員会規程
  - ⑦ 会員に関する規程

- ⑧ 情報公開規程
- ⑨ 個人情報保護規定
- ⑩ その他必要な事項の規定

- ロ 理事長、副理事長、監事の選任・解任
- ハ 基本財産の指定、維持及び処分
- ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訴の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 17 条 理事が定款第 32 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考お飼料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第 18 条 代表理事並びに執行理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事業若しくは著しく不当な事実があるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第 17 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第 19 条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

### 議事録記載事項

I 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数，出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては，その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名，押印しなければならない。

以上